

## 実施協定書

双葉地方広域市町村圏組合（以下「甲」という。）及び環境省（以下「乙」という。）は、甲が設置し、管理運営する廃棄物処理施設「クリーンセンターふたば」（以下「処理施設」という。）について、次のとおり協定書を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び福島県との間で締結した「基本協定書」に基づき、処理施設の整備及び管理に関して甲、乙の役割を明確化し、講ずべき措置を規定することで適正な事業実施を図ることを目的とする。

### （処理施設の整備及び管理に係る方針）

第2条 処理施設の整備に係る実施者及び費用負担者は乙とする。

- 2 処理施設の管理に係る実施者は、特定廃棄物の埋立処分が終了するまでの間は乙とし、その後については令和12年度以降に甲、乙で協議を行い、結論を得るものとする。
- 3 双葉郡内において実施されるインフラ整備等の各種事業活動に伴って生じた産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処分に係る費用は当該廃棄物の排出事業者から徴収する。
- 4 処理施設について、甲の所有物については甲の管理の下、乙の所有物については乙の管理の下、甲乙の所有物を相互に使用し、処理施設を共同して使用することができるものとする。
- 5 甲、乙は、前四項に規定する事項を遂行できるよう、関係法令の定めに従い管理に係る責任を負うとともに、相互に連携し、必要な措置を講じるものとする。

### （処理施設において取り扱う廃棄物の量）

第3条 基本協定書第3条に規定する「処理施設において取り扱う廃棄物」の量は別表に規定するものを想定する。

### （協議）

第4条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、別に協議して定めることができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

令和2年8月7日

甲 双葉地方広域市町村圏組合  
管理者 伊澤 史朗

乙 環境省  
福島地方環境事務所長 室石 泰弘

別表 搬入する廃棄物の量

廃棄物の種類	土壌層等を含む搬入廃棄物量 <sup>※3</sup>
(1) 双葉郡内の住民の日常生活に伴って生じたごみその他の一般廃棄物	約 10 万 m <sup>3</sup>
(2) 双葉郡内において実施されるインフラ整備等の各種事業活動に伴って生じた産業廃棄物及び事業系一般廃棄物 <sup>※1</sup>	
(3) 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って行う被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物 <sup>※2</sup>	約 18 万 m <sup>3</sup>

※1：乙が実施する建物等解体撤去等に伴って生じた廃棄物を含む

※2：認定特定復興再生拠点区域内で生じた対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を含む

※3：搬入廃棄物量については廃棄物の種類毎の搬入実績等を踏まえ必要に応じ見直すものとする